

第 2 号議案

会長職務代理の指名について

京都府環境審議会条例第 5 条第 3 項により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとされております。

議案第 1 号により、事務局が会長に推薦する郡 郷 孝委員から、渡邊 紹裕委員を会長職務代理に指名されております。

なお、本議案は、第 1 号議案で委員過半数の承認を得られずに否決された場合は、無効とします。